竜王峡キャンプ村管理運営業務仕様書

１．業務内容

指定管理者の行う基本的業務は、竜王峡キャンプ村のバンガロー、テントサイト、あずまや及び駐車場利用料収受、貸し出し品及びシャワー使用料収受、利用の促進等を含むキャンプ場全体の運営業務及び施設の点検、整備、清掃、利用の許可、制限等の維持管理業務です。

２．管理施設の名称及び範囲

キャンプ場名　　竜王峡キャンプ村
所在地　　直方市大字上頓野１８４番地の１
面積　　総面積　６，８６５㎡（うち駐車場　３，２８９㎡）

竜王峡キャンプ村工作物一覧

名　称	種　別	面積（㎡）	摘　要
管理棟	木造平屋建て	36.50	
便所棟	〃	23.18	
お宮荘	〃	19.87	
観竜荘	〃	28.00	
林荘	〃	10.29	
竜王荘	〃	10.83	
観月荘	〃	10.66	
天岳荘	〃	10.66	
白竜荘	〃	10.66	
丸窓荘	〃	10.66	
福智荘	〃	10.66	
炊飯場（上）	〃	10.14	
炊飯場（下）	〃	10.14	
４畳半バンガロー１号	〃	7.45	
４畳半バンガロー２号	〃	7.45	
４畳半バンガロー３号	〃	7.45	
４畳半バンガロー４号	〃	7.45	
４畳半バンガロー５号	〃	7.45	
４畳半バンガロー６号	〃	7.45	
４畳半バンガロー７号	〃	7.45	
４畳半バンガロー８号	〃	7.45	
４畳半バンガロー９号	〃	7.45	
４畳半バンガロー１０号	〃	7.45	
橋（たいこ橋）			
駐車場		3,289	100 台

３．指定の期間

令和４年４月１日から令和６年３月３１日までの２年間とする。

なお、令和６年４月１日以降については、改めて指定管理者の指定手続きを行います。

４．管理運営業務

キャンプ村を利用しやすいようにサービスを向上させること。

⑴　施設の運営について

ア　利用料金の徴収

利用料金を直方市竜王峡キャンプ村施設条例（以下「条例」という。）第７条に基づき徴収すること。

イ　管理に要する経費

本事業では、利用料金制（施設の利用に関する料金を指定管理者の収入とすること）を導入します。業務に要する経費は、市からの委託料、施設利用料金及び施設内のその他の収入（貸し出し品使用料）で賄います。

委託料については、前金払いで支払います。なお、支払いについては協定にて定めます。

ウ　管理口座及び区分経理

経費及び収入は、口座を設け管理すること。また、指定管理者としての業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分し経理すること。

⑵　管理基準

ア　開村期間

条例第５条に基づき開村すること。ただし、指定管理者が市に承認を得た場合は、この限りではありません。

イ　利用料金の設定

利用料金は、条例に定める範囲内で、指定管理者が市に承認を得て決定すること。

ウ　業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ市が認めた場合は、この限りではありません。

エ　関係法令の等の遵守

業務にあたっては、関係法令等を遵守すること。

①　地方自治法

②　竜王峡キャンプ村施設条例・同条例施行規則

③　その他の関係法令

オ　個人情報の取り扱い

指定管理者が施設の管理を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理に努めること。

カ　情報公開

指定管理者が管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書（電子データ・写真を含む。以下同じ。）で指定管理者が管理しているものの公開については、別途指定管理者が、情報公開の規程等を定めること。

キ　文書の管理・保管

指定管理者が業務に伴い作成し、また、受領する文書は、直方市文書規程に準じて、別途文書の管理に関する規程等を定め、適正に管理・保存すること。また、指定期間終了後には原則、市に引き渡すこと。

ク　守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用するなど目的外に使用しないこと。指定管理期間が終了した後も同様とすること。

⑶　一般事項

ア　拾得物・残置物の処理

①　拾得物は、拾得物台帳を作成し、原則として所管警察署（直方警察署）に届けること。

②　残置された物で持ち主が不明であり、明らかに廃棄物と判断される物については、一定期間保管した後処分すること。

③　廃棄するものかどうか疑わしい場合は、市と協議すること。

イ　緊急対応体制の確立

①　事故や災害時などに迅速かつ的確に情報を伝達するとともに、これらに対応できる体制を確立すること。

②　事故が発生した場合には、被害者の救済、保護などの応急措置を講じる他、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処すること。

③　重大な事故については、直ちに書面で直方市に報告し指示をうけること。

ウ　台風等で注意報・警報等が発令された場合等の災害対応

①　台風等で注意報・警報が発令され荒天が予想される場合には、警戒体制をとるとともに、事前に備品の固定・収納を行うこと。

②　特に暴風雨警報等が発令された場合には、施設を閉鎖するなどの措置を講ずること。

③　荒天後は、村内を巡視し、災害の有無を点検し、重大な事故がある場合は、速やかに市に被害状況報告を行うとともに二次災害を引き起こさないように応急措置を行うこと。

エ　火災予防対策

①　常に不時の火災に備えること。管理事務所は、夜間警備に万全を期すこと。もし、火災等が発生したときには、利用者等の避難誘導等を行い、人命を最優先するとともに、被害のあった場合には、応急処置をするとともに市に被害報告を行うこと。

オ　管理報告書

毎月の業務内容（点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口運営等）、利用状況や利用者対応など特記事項を記した管理報告書を作成すること。

カ　帳簿等の備え付け書類

①　事業実施報告書（月報）

②　事業実績報告書（年報）

③　取得物台帳

④　備品台帳　　他

キ　リーフレット（パンフレット）・ポスター等の作成

キャンプ村紹介、案内等に利用するためのリーフレット（パンフレット）・ポスターを作成すること。リーフレット（パンフレット）等には、問い合わせ先として指定管理者名及び連絡先を記入すること。

ク　既設案内看板等の改修

施設内の既設案内看板等に指定管理者名、連絡先を書き込むこと。

ケ　現在加入している保険

①　全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済保険

５．維持管理業務

利用者が安心して施設を利用でき、快適かつ楽しく利用できるように常にこれらを適正な状態に維持すること。

⑴　管理棟

ア　開村前に施設内の点検及び清掃を行うこと。

イ　閉村後は戸締りし万全を期すこと。

⑶　便所

洗浄・清掃及び点検整備を行い、絶えず清潔に保つこと。

⑷　滝・河

落ち葉、倒木等を定期的に清掃し、整備を行うこと。

⑸　照明灯

適時清掃及び点検を行うこと。

⑹　駐車場

８時３０分～１７時まで開場すること。

キャンプ村の利用を促進するためにイベント等を実施する場合、事前に市に通知すること。

⑺　その他

ア　周辺施設を中心に清掃を行うこと。

イ　村内及び施設の巡視点検、清掃（ゴミ拾い等）を行うこと。

ウ　枯損植物、枯れ枝、支障枝は除去すること。

エ　各種サイン、案内板などの板面清掃を行うこと。

オ　ベンチ等設置物の清掃を行うこと。

６．自主事業について

⑴　イベント等の実施について

キャンプ村利用を促進するため自主的にイベント等を実施するときは、事前に市に通知すること。

７．その他

⑴　施設修繕

キャンプ村施設は、正常に保持し、適正な利用に供するように日常的な保守点検を行い、必要に応じて部品の交換や施設補修・修繕を行うこと。

⑵　ゴミの分別収集処分

キャンプ村から発生したゴミは、燃えるゴミ、カン・ビン、燃えないゴミに分別収集し、適正に処分すること。古紙については、再利用できるよう取りはからうこと。

⑶　用地の保全

キャンプ村外周の境界杭や不法占用の有無等の状況を把握し、異常があった場合は、速やかに市に報告すること。

⑷　キャンプ村の安全確保・犯罪の防止

キャンプ村の事故発生防止のため、安全点検の実施及び安全確保のための必要な対応に努めることとし、もし、キャンプ村施設に起因する事故が発生した場合には、同種事故の再発防止等を図るため、その状況等を調査の上、速やかに市に報告すること。

また、最近の犯罪状況情勢を踏まえ、市、警察、指定管理者が連携した犯罪防止への取り組みを行い、管理にあたり、犯罪の未然防止に努めること。

⑸　市と指定管理者の負担区分

施設の修繕等に伴い発生する、費用の市と指定管理者との負担分担については、次のとおりとする。

種類	項　　目	負担区分		備　　考
		指定管理者	市	
施設の修繕等	①建物・構築物等の増改築	○	○	指定管理者が増改築を行った場合、所有権を放棄する。
	②大規模修繕（駆体・基礎軸組等）		○	構造耐久上主要な部分については、市が行う。
	③その他の修繕	○		指定管理者が修繕を行った場合、将来にわたって権利を主張しない。
	④災害等による施設等の修繕	○	○	②、③の例による。
備品の新設等	⑤備品の新設・増設又は取替え	○		撤去が可能な備品等については市と協議の上、決定する。
	⑥備品の修繕	○		備品等の修繕は、本来の貸与年数を維持するために定期的に支出される経費のため、指定管理者が負担する。また、市が所有権を主張する備品等については、指定管理者は将来にわたって権利を主張しない。
施設の運営	⑦施設等の利用の承認及び利用承認の取消し	○		「直方市竜王峡キャンプ村施設条例」による。
	⑧利用者料金の収受・収納	○		
	⑨区域内の行為の許可、施設等の目的外使用許可		○	地方自治法上、行政処分については指定管理者は行えない。
その他	⑩施設等に係る保険加入		○	建物に係る火災保険
	⑪管理者の故意又は過失により利用者等損害を与えた場合	○		指定管理者は、善良な管理義務を負う。
	⑫指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における撤去費用	○		撤去が必要な備品等については、市と協議の上決定する。

⑹　協議事項

その他、当該仕様書で定める事項で疑義がある場合又は当該仕様書に定めの無い事項について、業務運営に関するものは指定管理者の責任とすることを原則として、市と指定管理者が協議の上決定するものとします。

令和１年度　直方市竜王峡運営協議会　一般・特別会計決算書

収　入

費　目	当初予算	収入済額	増　減	備　考
繰越金	334,722	334,722	0	
休憩所貸出料	800,000	529,100	−270,900	※(リフレッシュ休暇請求分：6,700)
駐車場利用料金	850,000	557,100	−292,900	※(529,100 + 557,100 = 1,086,200)
委託金	1,000,000	1,000,000	0	
雑収入	10	8	−2	預金利息
計	2,984,732	2,420,930	−563,802	

支　出

費　目	当初予算	支出済額	増　減	備　考
総務費	140,000	124,007	15,993	消耗品・燃料代等
管理費	90,000	90,000	0	役員手当　会長：20,000　副会長：20,000 会計：50,000
作業委託料	40,000	26,800	13,200	電話取次ぎ委託・毛布クリーニング等
印刷費	1,000	0	1,000	
保険料	35,000	38,750	−3,750	スタッフ・準備作業・施設利用者
物品購入費	1,000	0	1,000	
環境整備費	500,000	580,000	−80,000	川沿い整備・滝壺掘下げ・準備作業等
行事費	300,000	194,935	105,065	開閉村式、ヤマメ放流、竹灯籠祭等
賃金	1,230,000	981,800	248,200	管理棟責任者 6,600円/日　スタッフ 6,200円/日
水光熱費	70,000	66,668	3,332	電気・水道・プロパン
通信費	50,000	37,013	12,987	電話等
賃貸料	76,000	29,160	46,840	トイレリース
修理保全費	60,000	42,120	17,880	器具修理取替等（電線張替、蛍光灯交換他
予備費	391,732	0	391,732	
計	2,984,732	2,211,253	773,479	

参考（単年度）

今年度収入	2,086,208
今年度支出	2,211,253
差し引き	−125,045

収入済額 − 支出済額 ＝ 209,677

(2,420,930)　(2,211,253)　　**令和２年度へ繰越**

特別（基金）会計

年度当初額	今年度支出額	利息	年度末額	備　考
328,211	0	2	328,213	

令和　2年　3月　31日

直方市竜王峡運営協議会

会長　　渡辺　　克也

（参考資料）

年度別入園者状況及び収入状況

年　　度	入村者数（人）	収　　入（円）		
		施設使用料	駐車場収入	合計
２８年度	16,000	858,700	976,000	1,834,700
２９年度	12,300	676,700	753,250	1,429,950
３０年度	15,300	660,700	896,600	1,557,300
３１年度	8,500	529,100	557,100	1,086,200
２年度	0			

竜王峡施設利用料金表

バンガロー宿泊料金

- **基本料金**　午後5時（17時）から、翌日の午前9時までの利用料金です。
- **超過料金**　上記の利用時間の前後に引き続いて使用した場合の、1時間あたりの料金です。

施　設	基本料金 17時～9時	超過料金（1時間あたり）	施　設
4畳半タイプ	2,600円	200円	バンガロー
6畳間タイプ	2,800円	200円	あずまや
	4,200円	300円	バンガロー
12･17畳タイプ	4,200円	300円	あずまや

バンガロー休憩料金

- **基本料金**　午前9時から、午後5時（17時）までの間で、3時間以内利用した場合の料金です。
- **超過料金**　上記の利用時間の前後に引き続いて使用した場合の、1時間あたりの料金です。

施　設	基本料金 17時～9時	超過料金（1時間あたり）	施　設
4畳半タイプ	1,300円	400円	バンガロー
6畳間タイプ	1,500円	500円	あずまや
	2,200円	700円	バンガロー
12･17畳タイプ	2,200円	700円	あずまや

※基本時間・超過時間は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げて計算します。

※青少年の育成を目的とした子供会・学校等の団体については、施設料金の1割を減額します。

駐車場（100台）

- **大型車**　日帰り　500円　宿泊　800円
- **普通車**　日帰り　300円　宿泊　500円
- **バイク**　日帰り　100円　宿泊　200円

テントサイト

- **1張り**　1泊　600円

その他

ゴザ、毛布なども貸し出しできます。

※キャンプ場美化のため、ゴミは各自でお持ち帰りください。

交通のご案内

- なのはなバス直方駅バス停より「竜王峡」行き
  「竜王峡」バス停下車　徒歩7分
- 九州自動車道 八幡IC下車
  直方バイパス　直方方面へ約15分

開村期間

「海の日」の直前の金曜日～8月末日

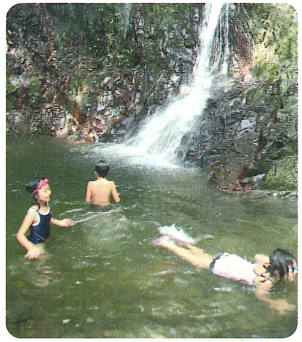

お問い合わせ先

- 予約申込み　直方市竜王峡運営協議会（キャンプ村事務所）
  TEL:0949-26-0141（オーイヨイ）
- その他の問い合わせ　直方市商工観光課内
  TEL:0949-25-2156

竜王峡キャンプ村 わくわくマップ

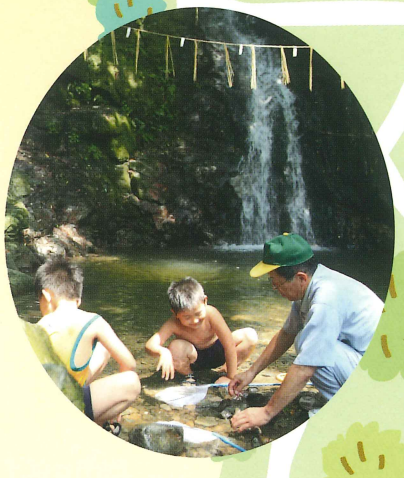

竜王ヶ丘公園

BUS
竜王峡
バス停

WC
トイレ

駐車場(有料)

5号
6号
3号
4号
1号
8号
7号
10号
9号
2号
炊飯場

テントサイト

WC
トイレ

お食事処
杉の子

事務所

福智荘
観月荘
天岳荘
白滝荘
丸窓荘
炊飯場
竜王荘
林荘
観竜荘
お宮荘

二ノ滝
三ノ滝
一ノ滝

テントサイト

関連計画

●第 6 次直方市総合計画基礎調査報告書_改訂版
https://www.city.nogata.fukuoka.jp/library/kikaku/06sougoukeikaku/20200709kisochosa.pdf
※人口、年齢別人口構成 P1

●直方市観光基本計画
https://www.city.nogata.fukuoka.jp/kanko/_4705/_10520.html
※竜王峡キャンプ村に関するアンケート結果 P64